

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成28年6月6日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同上 笠原一浩

ほか

号証	標目 (原本・写し)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲31 7	陳述書 (島崎邦彦 氏)	原本 2016.6.2	島崎邦彦	・島崎邦彦・元原子力規制委員会 委員長代理(東京大学名誉教授、 地震学)が御庁に宛てて作成した 陳述書であり、入倉・三宅(2001) の式による地震モーメントの過小 評価のおそれについての島崎氏の 指摘と、一審被告の断層モデルを 用いた地震動の評価とが、無関係 であるかのような一審被告の主張 (一審被告準備書面(28)22 頁以下)には、理由がないことを、 島崎氏自身が明言していること ・FO-A~FO-B~熊川断層 についての断層幅や断層傾斜角に ついての一審被告の想定では、そ の「不確かさの考慮」を踏まえて も、島崎氏の前記指摘の射程は及	

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				<p>ぶこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会における地震関係分野担当の委員として、大飯原発をはじめとした数多くの原発の基準地震動の審査にたずさわった経験を踏まえても、一審被告が「詳細な調査等」を実施していることと、入倉・三宅(2001)の式による過小評価のおそれは無関係と言えること 	

以上